

農用地利用集積等促進計画による農用地等の貸借を申し出ます。

(様式7-0-1号)

【申請にあたっての確認事項】

※農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）が土地の単独名義人でない場合は、「権利の設定に係る同意書（共有名義）」又は「権利の設定に係る同意書（相続未登記）」を添付ください。

※農用地利用集積等促進計画では、土地の所在は各筆明細の記載にかかわらず、字名を省略して表示します。

※借賃（年額）は、各筆明細に記載の10a当たりの単価を面積（公簿面積）に乗じて算出します。水張面積等への変更はできません。また、米などの物納の取り扱いはできません。

※15年以上の借受期間を設定した農用地等では、機構関連農地整備事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業）が行われることがあります。